

杉並子ども食堂ネットワーク 会則

(名称)

第1条 本会の名称は、「杉並子ども食堂ネットワーク」とする。

(世話人)

第2条 1. 本会にコアメンバーを置く。

2. コアメンバーはネットワークの構成員から5名以上を選出する。(各地域から最低1名は選出する)

地域は5つに分ける。

1.和田・方南・高井戸

2.高円寺・阿佐ヶ谷

3.井草

4.荻窪

5.西荻・善福寺

3. コアメンバーは連絡会（勉強会）の招集、運営にあたる。

4. コアメンバーの任期は連絡会で承認された日から2年とする。

(事務局)

第3条 窓口は、杉並区社会福祉協議会 地域支援課地域 福祉推進係（杉並区天沼3-19-16）に置く。

(目的)

第4条 本会は、「子どもの社会問題」としてそれぞれの地域で抱えている課題解決のため、食を通して居場所づくりをしている個人や団体が、ゆるやかなつながりをもち、情報交換や資材の共有、様々な連絡調整を行い、子どもへの支援活動の輪が広がるような活動をすすめていく。

また、子どもたち自身が自分で居たい場を選び、参加し、地域の大人や仲間とつながり、自分自身を大切にしながら地域の中で成長していくことを目指す。さらに、全ての子どもたちが環境に左右されることなく、学びの機会を持てる地域をつくっていく。

なお、本会では参加する子ども食堂を管理したり、それぞれの食堂で生じた個別の問題について責任を負わない。

(活動内容)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) ネットワーク連絡会の開催

(2) 活動団体間の情報共有・運営協力・各種連携

(3) 活動の周知・広報

(4) その他、会の目的達成のために必要となる活動

(5) 新たに子ども食堂を立ち上げる団体へのアドバイス、支援活動

(6) 子ども食堂の質の向上のための活動（勉強会・講演会など）

(7) 企業、行政の支援や物資の流通などの循環を考え、実践する活動

(遵守事項)

第6条 本会では、著しい営利や特定団体への勧誘を目的とした行為は行うことはできない。また、子ども食堂ネットワークのメーリングリスト（ML）及び各種SNS等において、他の子ども食堂の名誉を傷つける言動または行動も禁止するものとする。

第7条 本会の構成員は、毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）に1回以上、連絡会または勉強会に出席しなければならない。出席方法は、対面またはオンラインのいずれかによることもできる。構成員が1年間一度も出席しなかった場合、次年度以降はリーフレットおよびホームページへの掲載を停止し、寄付等に関する情報提供も中止する。ただし、ネットワークへの加入は継続するものとし、次年度以降に出席があった場合は、掲載および情報提供を再開する。

(会計)

- 第 8 条 1. 本会に会計を 1 名置く。
2. 会計の任期は、年度当初の連絡会で承認された日から 2 年とする。

(会計報告)

- 第 9 条 会計は年 1 回、年度当初の連絡会にて前年度の会計報告を行い、構成員の承認を得るものとする。

(構成員)

- 第 10 条 本会の構成員は、趣旨に賛同し、目的に合致する活動を実施する団体とする。
新たに構成員を加える場合は、目的に合致するかを検討の上、既存の構成員の承認をもって認めるものとする。
反社会的勢力である、又は、関与、利用していると認められるときには退会となる。

(入退会)

- 第 11 条 1. 本会の入会は、所定の入会申込書（別紙 1）を窓口（杉並社協）へ届け出を持って行う。
また、「杉並区の食品衛生のポイント（別紙 2）」を参考に、常に食品衛生に配慮した運営に努め、事前に保健所に相談すること。食堂開始半年後を目安に保健所に「小規模給食施設、ボランティア給食における食事の提供（開始・変更・廃止）届」を提出する。※事前に営業許可を取っていても提出する。
2. 退会の場合は事前に、5 地域のコアメンバー、又は窓口（杉並社協）へ申し出を行う。

(事業年度)

- 第 12 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。

(会則の改定)

- 第 13 条 会則の改定は会議において構成員の協議をもって定める。

附則

この会則は 2018 年 2 月 1 日から施行する。

附則（2018 年 4 月 24 日）

この会則は 2018 年 4 月 24 日に改定し、2018 年 4 月 24 日から施行する。

附則（2025 年 3 月 24 日）

この会則は 2025 年 3 月 24 日に改定し、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附則（2026 年 3 月 19 日）

この会則は 2026 年 3 月 19 日に改定し、2026 年 4 月 1 日から施行する。

附則（2026 年 7 月 15 日）

この会則は 2026 年 7 月 15 日に改定し、2026 年 7 月 15 日から施行する。